

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る平成29年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成29年1月26日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名：土曜講習会（中学校3年生）実施業務委託（単価契約）

(2) 目的

中学校卒業後の進路の実現に向けた実践的な学力を身に付けるため、区立中学校3年生のうち希望者を対象として、土曜日に各区立中学校において高等学校入試問題の演習及び補習を行う土曜講習会の実施業務を委託する。

(3) 履行期間：契約締結の日(平成29年5月下旬)から平成30年2月28日

(4) 業務内容

各区立中学校において土曜講習会として高等学校入試問題の演習及び補習を実施
区立中学校29校において、中学校3年生の生徒のうち希望者を対象として、土曜日に数学と英語について高等学校入試問題の演習及び補習を行うこと
土曜講習会の講師への必要な研修の実施
各区立中学校に配置する土曜講習会に対して必要な研修を行うこと

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。

(3) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。

(5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

なお、提案書の審査の過程等で参加資格を有しないことが判明した場合は、その時点で審査対象から除外する。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか

(2) 講師の採用方法・採用基準は適切であるか

(3) 講師の研修体制・内容は適切であるか

(4) 土曜講習会を実施するにあたって視点・工夫は適切であるか

(5) 講師の支援のための取組・体制は整備されているか

(6) 土曜講習会実施後の評価について考え方・手法は適切であるか

(7) 業務を効果的かつ円滑に実施するための取組・工夫等は特徴的で効果が期待できるか

(8) 業務を円滑に実施するための体制が整備されているか

(9) 緊急時の連絡体制が整備されているか

(10) 個人情報保護の考え方・体制が整備されているか

(11) 業務実施の計画は妥当であるか

(12) アピールしたい特徴として記載された内容は、特徴的かつ本業務実施にあたって効果が期待

できるか

- (13) 類似業務に係る受託実績等は本業務を実施するのに十分であるか
- (14) 安定的に事業を運営できる財務状況であるか

5 手続き

- (1) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法

期間 平成29年1月26日(木)から2月7日(火)
午前9時から午後5時まで(土・日曜日、祝日を除く)

場所 下記担当課窓口、及びホームページ

方法 希望者に無償交付する。

- (2) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

提出期限 平成29年2月7日(火)午後5時まで

提出先 下記担当課

提出方法 持参またはFAXにより送付すること。

- (3) 質問の提出期限、提出先及び方法

提出期限 平成29年2月8日(水)午後5時まで

提出先 下記担当課

提出方法 FAXまたメールにより送付すること。

- (4) 提案書の提出期限、提出先及び方法等

提出期限 平成29年2月27日(月)正午まで

提出先 下記担当課

方法 持参に限る

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金は免除。

- (3) 契約書の作成を要する。

- (4) 本業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定は有り

- ・平成30年度同一事業

- ・平成31年度同一事業

ただし、各年度の予算の配当を条件とする。また、契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。

- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は教育指導課とする。

- (6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

- (7) 事業者からの提出物は返却しない

- (8) 当該案件に参加を表明した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を区が公表することについて了承の上で参加することができる。

- (9) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。

- (10) 本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。

- (11) 詳細は説明書による。

7 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区教育委員会事務局教育指導課学校経営推進 川野

(世田谷区役所第2庁舎3階36番窓口)

電話：03-5432-2724 ファクシミリ：03-5432-3041

E-mail: sea02251@mb.city.setagaya.tokyo.jp